

石油コンビナート等特別防災区域の指定解除について

消防庁特殊災害室

1 概要

石油コンビナート等災害防止法(昭和 50 年法律第 84 号)は、石油又は高圧ガスが大量に取り扱われる地区を石油コンビナート等特別防災区域として指定し、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大防止等を図っていますが、令和2年9月9日、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令(令和2年政令第272号)の公布・施行により、特別防災区域が変更されました。

<参考> 石油コンビナート等特別防災区域について

- (1) 石油コンビナート等特別防災区域とは、石油又は高圧ガスが大量に取り扱われる区域であつて、政令(区域令)で指定するものをいい、当該区域に所在する大規模事業所は、災害の発生防止等のために特定防災施設や自衛防災組織の設置等が義務付けられる。
- (2) 政令改正により、33都道府県の80地区となった。

2 改正内容

石油タンクの廃止等の理由から、以下の地区を特別防災区域の指定から解除した。

- ・尾鷲地区(三重県)・・・A
- ・岬地区(大阪府)・・・B
- ・豊前地区(福岡県)・・・C

